

鹿児島県水素サプライチェーン検討事業業務委託  
Q & A 一覧

I. 企画提案書関連

番号	質問	回答
1	勉強会、個別相談会及びワーキンググループの開催に必要な会場は、本業務の受託者が手配するのでしょうか。 また、それらの会場として貴県庁舎の会議室を使用させていただくことは可能でしょうか。可能な場合は、最大で何名程度収容可能な会議室を利用できるか及び何日前までの予約が必要か等の主要な利用条件についてご教示いただけますと幸いです。	鹿児島県庁・県施設以外の会議室を利用する場合は、受託者で手配していただきます。（利用料は委託費に含む） 鹿児島県庁の会議室等を利用する場合は、確実に確保することは難しいですが、エネルギー対策課を通して予約することが可能です。その場合、県庁内会議室は、使用する月の前々月の初日からの予約になります。最大収容可能人数につきましては、会議室により異なりますので、実際に利用することになった際にご相談ください。
2	様式7、様式8-1、様式8-2、様式9及び実施要領のP4の8(3)④キの「その他企画提案を説明するのに必要な書類」については、それぞれ枚数制限はありますか。枚数制限がある場合はそれぞれの様式及び書類の上限をご教示いただけますと幸いです。	上限はございません。

II. 評価について

番号	質問	回答
1	実施要領のP2の6(2)「水素の供給元、需要先となりうる企業、自治体等へのインタビュー等調査」において、企画提案書では「鹿児島県内の事業者から調査の対象となり得る事業者や地区等」の提案を求められている一方で、仕様書のP1の3(2)「①水素の供給元、需要先となりうる企業等へのインタビュー調査」では、「R6 調査未対象企業及び自治体」に対する調査を求められていると認識しております。 貴県が公表している昨年度業務の業務報告書では、調査対象企業の事業者名や団体名が記載されていませんが、応募予定者に開示いただくことは可能でしょうか。  特に開示の予定はない場合、昨年度業務の受託者ではない応募者においては、企画提案書で提案する事業者や地区等が昨年度業務の調査対象だった企業や団体と重複する可能性があります。重複していても企画提案書の評価（特に実施方針等の「業務理解度」や「実施手順」の評価及び「特定テーマに関する技術提案」の評価）に影響を及ぼさないと考えてよろしいでしょうか。	秘密保持の観点から応募予定者には、令和6年度事業に実施した調査の対象企業名の開示はできません。 また、企画提案書の審査に当たっては、昨年度事業の内容を知っているかどうか、評価に影響を与えないように行います。
2	実施要領のP2の6(4)において、企画提案書では「当事業で実施するワーキングでの協議・検討内容等」の提案を求められているため、昨年度業務で「ワーキング参画候補先等への追加ヒアリング」を実施した結果を開示いただくことは可能でしょうか。（貴県が公表している昨年度業務の業務報告書では、意見交換のテーマが記載されていますが、それらのテーマについて意見交換をした結果、どのような意見が挙がったのかが不明でしたので、開示可否をお伺いする次第です。）  特に開示の予定はない場合、昨年度業務の受託者ではない応募者においては、昨年度業務で実施した「ワーキング参画候補先等への追加ヒアリング」で聴取した意見を踏まえていない協議・検討内容等を企画提案書に記載することになる可能性があります。そのような提案内容になっていても企画提案書の評価（特に実施方針等の「業務理解度」や「実施手順」の評価及び「特定テーマに関する技術提案」の評価）に影響を及ぼさないと考えてよろしいでしょうか。	秘密保持の観点から応募予定者には、令和6年度事業においての「ワーキング参画候補先等への追加ヒアリング」の結果を開示することはできません。 また、企画提案書の審査に当たっては、昨年度事業の内容を知っているかどうか、評価に影響を与えないように行います。